

減免の対象となる障害の範囲

岡山県

① 身体障害者

障害者本人が運転する場合→◎及び○、生計を一にする者が運転する場合→◎

障害名		障害の程度(級別)					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		◎	◎	◎	◎(4級の1まで)		
聴覚障害			◎	◎			
平衡機能障害				◎			
音声機能障害(気管を開口している者に限る)				◎			
上肢機能障害		◎	◎				
下肢機能障害		◎	◎	◎	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能 (1・2級いずれも一上肢のみの場合を除く)	◎	◎				
	移動機能 (生計を一にする者が運転する場合は3級のうち一下肢のみの場合を除く)	◎	◎	◎	○	○	○
体幹機能障害		◎	◎	◎		○	
心臓機能障害		◎		◎			
じん臓機能障害		◎		◎			
呼吸器機能障害		◎		◎			
ぼうこう又は直腸の機能障害		◎		◎			
小腸機能障害		◎		◎			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		◎	◎	◎			
肝臓機能障害		◎	◎	◎			

★減免の判定は個別の障害について行いますので、事前にお問い合わせください。

② 知的障害者

療育手帳判定Aの方

③ 精神障害者

自立支援医療費の支給認定を受けている1級の方

④ 戦傷病者

戦傷病者手帳に係る障害の範囲については、最寄りの県民局税務部にお問い合わせください。

事務所名	電話番号	所在地
岡山県備前県民局税務部	086-233-9844	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1
岡山県備中県民局税務部	086-434-7071	〒710-8530 倉敷市羽島1083
岡山県美作県民局税務部	0868-23-1272	〒708-8506 津山市山下53